

5. 避難情報の伝達と安否確認

(1) 避難情報の種類

本市（防災担当部門）は、大規模な地震・津波災害の発生、または災害の発生が予測される際に、迅速に、またより安全な場所へ市民の避難を促し、避難誘導體制を確保するため、避難情報を発表・発令し、関係機関および市民に周知します。

1. 避難準備情報

避難勧告または避難指示の発令に先立ち、避難に時間を要する災害時要援護者を安全かつ円滑に避難および避難誘導させるために発表し、支援者・避難支援登録者に伝達します。

- 河川・ため池で警戒水位に達したとき
- 台風が接近し、風速が20メートルに達するなど洪水・高潮により被害が発生するおそれがあるとき

2. 避難勧告

災害が発生したとき、または災害の発生が予想されるとき、被災地域や被災するおそれがある区域の市民等に対し、より安全な場所への避難を促すために発令します。

3. 避難指示

被害の状況が「避難勧告」発令時より悪化したとき、または危険が切迫しているとき、「避難勧告」より拘束力が強い「避難指示」に切り替えて発令します。

これらの発表等の基準については、一律に適用するものではなく、災害の種別および対象とする場所や河川等の特性をふまえ、それぞれ判断基準を定めるとともに、運用面においても、さまざまな状況を勘案のうえ避難情報を発表するものとします。

(2) 避難情報の伝達体制と伝達手段

避難情報の伝達体制については、地域の災害環境に配慮するとともに、災害時要援護者の特性をふまえ、迅速かつ確実に要援護者や支援者に伝達するよう整備します。

避難情報の伝達手段については、防災行政無線や広報車両などを活用するとともに、報道機関の協力を得て市民、関係団体等へ広報します。加えて、本市のホームページにおいて随時、関連情報を発信します。

また、大阪府が運営するおおさか防災ネットの「防災情報メール配信サービス」により災害発生時の避難勧告・指示情報や気象警報・注意報などが配信されていることを受けて、広報などを通じて災害時要援護者を含む市民等にメール配信サービスへの登録を呼びかけます。

なお、町会（自治会）や自主防災組織の代表者、福祉施設・サービス事業者等に対し避難情報を直接伝達する体制整備に向けて、今後そのあり方についての検討を進めるものとしします。

(3) 要援護者に対する情報伝達ルート

避難情報については、本市から町会（自治会）や自主防災組織を通じて、支援者や避難支援登録者に伝達することとします。緊急時や適切な情報伝達手段がない場合は、支援者が避難支援登録者宅を直接訪問して避難情報を伝えるなど、確実に情報を伝達する必要があります。また、視覚障害や聴覚障害のある人には、メール・ファックス等により、直接情報を配信します。

あわせて、民生委員・児童委員協議会の地区委員会、社会福祉協議会の地区福祉委員会、当事者団体など、福祉関係機関・団体のネットワークを活用し、確実に情報が伝達する体制を整備します。

(4) 安否確認情報

①基本的な考え方

《風水害など》

本市から避難情報が発表・発令された場合、地域の町会（自治会）、自主防災組織等は「避難支援登録者名簿（地域用）」をもとに、支援者や避難支援登録者への情報伝達をおこないます。

また、浸水等の被害が拡大した際には、安否確認をおこない、避難支援登録者の被災状況について速やかに本市防災担当部門に連絡するものとします。

本市防災担当部門および福祉担当部門では、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講じます。

《大規模地震・津波発生時など》

まずは風水害などと同様の対応をします。そのうえで、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者など人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災など）、避難支援登録者の生命、身体、財産の保護のために緊急を要するときには、民生委員・児童委員協議会の地区委員会で保管している「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を活用し、町会（自治会）や自主防災組織等と協力し、すべての避難支援登録者の安否確認をおこなうものとします。

②安否確認体制の整備

町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員は、日頃からの見守り活動を通じて避難支援登録者の所在や避難先となりうる場所などを把握し、地域における情報の集約を図り、本市の安否情報対応窓口（防災担当部門）へ円滑な情報提供ができる体制を整えておく必要があります。支援者は、避難支援登録者の安否情報を迅速に報告できる連絡体制を整えておく必要があります。

また、緊急時はすべての避難支援登録者の安否確認も必要であるため、民生委員・児童委員協議会の地区委員会で保管している「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を開示し、町会（自治会）、自主防災組織等の地域関係者と連携して安否確認をおこないます。そのための連絡体制も整えておく必要があります。